

令和6年度早期退職に係る募集実施要項

令和6年11月13日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

次のとおり早期退職希望者の募集（職員の退職手当に関する条例（昭和29年徳島県条例第3号）第8条の3第1項第1号）を実施します。

1 募集の対象

人事委員会事務局に勤務する職員のうち、令和7年3月31日現在における年齢が45歳から59歳の職員

2 募集の期間

令和6年11月13日（水）から令和6年12月9日（月）まで

3 退職すべき期日

令和7年3月31日

4 応募の手続

- （1）応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属長を通じて下記受付担当宛てに提出する。
- （2）選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※応募の受付後、令和6年12月中に通知する予定
※不認定になる場合は（注2）のとおり
- （3）応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

5 特例措置

退職手当を算定する際に所定の割増し措置がある。

6 本件に関する相談先（受付担当）

人事委員会事務局任用課 XXXXXXXXXX

（注1）次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ①臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ②令和7年3月31日現在の年齢が「1 募集の対象」に掲げる年齢に該当しない職員
- ③募集開始日において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ①この募集実施要項に適合しない場合
- ②応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合